

**2018年度
予算編成と行財政運営についての申し入れ**

2017年 12月 14日
日本共産党静岡市議会議員団

2017年12月14日

静岡市長

田 辺 信 宏 様

日本共産党静岡市議会議員団

団長 内田 隆典

2018年度 予算編成と行財政運営についての申し入れ

日頃より、静岡市民の安心安全、地域経済の活性化、少子化対策をはじめ市政発展のため尽力されていることに敬意を表します。

さて、10月の総選挙の結果、第4次安倍政権が発足しましたが、安倍首相は、行政の私物化と指摘される「森友・加計疑惑」の全容解明に依然として背を向けています。また、来年の通常国会に向けて憲法改定の国会発議を企図するなど立憲主義を無視する姿勢を露わにしています。さらに、くらしの問題では2019年10月からの消費税10%増税、医療費の75才以上の窓口負担2割への引き上げ、介護保険制度での「要介護1・2」の在宅サービス外しなどの負担増を計画しています。一方、原発問題では、福島第一原発事故から7年近くが経過し、今なお6万8千人もの福島県民が避難生活を余儀なくされているなかで、国民多数の声を無視し、再稼働に舵を切っています。

国民の願いに反し、大企業・大資産家を優遇する政治は早急に改めるべきだと考えます。

こうした状況の時こそ、地方自治体の責務である「住民の福祉の増進」が鋭く問われています。私たち日本共産党市議会議員団は、国民の声を無視する安倍暴走政治と真正面から対決し、市民の利益と地域経済を守り、地方自治を発展させるため全力を尽くす決意です。

以上のことから、切実な市民要求に基づき「2018年度予算編成と行財政運営についての申し入れ」(別添)を提出しますので、予算編成において実現を図るよう要請します。

総務局

1 区役所の権限充実について

- ① 区長が区独自予算の編成や執行ができるよう権限を拡充すること。
- ② 区民が区の事業と予算を提案できるようにするなど、区民の身近な区役所とすること。

2 職員の適正配置について

- ① 職員適正配置計画は抜本的に見直し、職員削減は中止し、正規職員を増員すること。
- ② 成績主義にもとづく人事評価制度は、公務の職場になじまず行わないこと。
- ③ 職場の安全衛生と職員の健康管理対策を推進すること。

3 地方自治の確立について

- ① 市政の自主性を確保するために、国・県からの副市長、局長など天下り人事を行わないこと。
- ② 特別自治市構想は、再検討すること。
- ③ 立憲主義を徹底するために憲法を職員の研修項目に取り入れること。

4 マイナンバー制度について

- ① マイナンバー制度は、地方自治体に押し付けないよう国に申し入れること。
- ② 市として独自に利用範囲を拡大しないこと。
- ③ 住民税通知書（特別徴収義務者用）の発送にあたっては、個人が提供していないものも含まれる恐れがあり、マイナンバーを記載しないこと。

5 まちづくりについて

- ① まちづくりにあたっては、「市民が主人公」「市民主権」を貫き、市民参加と公開を徹底すること。
- ② 重要な施策の決定は住民投票制とすること。
- ③ 各種審議会への女性の参加率は50%をめざすこと。市民公募枠を拡

大し、多様な意見が反映されるようにすること。

6 浜岡原発について

- ① 浜岡原発は廃炉にするよう中電に申し入れること。また国に対しても同様な意見を提出すること。
- ② 安定ヨウ素剤を備蓄し配布する体制を整えること。
- ③ 地域防災計画に原子力防災編を位置づけて作成すること。
- ④ 避難計画を作成し訓練を実施すること。

7 南海トラフ巨大地震対策について

- ① 南海トラフ巨大地震対策は、県第4次被害想定にもとづき具体化すること。
- ② 正確な津波予測の情報を市民に周知徹底すること。
- ③ 避難ビル指定を地域住民の意見を反映しすすめること。

8 災害対策について

- ① ハザードマップに沿った災害対策を早急にすすめること。
- ② 河川敷が避難地になっているところは、堤防にスロープを設置し、階段に手すりをつけること。
- ③ 避難所としてふさわしくない場所については、見直すこと。

9 平和行政について

- ① 平和都市宣言にふさわしく、平和行政を充実させ、予算増をはかること。
- ② 清水みなと祭り等に自衛隊の艦船等と呼ばないように指導すること。
- ③ 非核平和都市条例を制定すること。

10 国民保護計画は憲法違反であり、やめること。

11 自衛隊員の募集は憲法違反であり、やめること。

12 安保法制（戦争法）・共謀罪・秘密保護法は憲法違反であり廃止を国にもとめること。

企画局

1 公の施設の管理について

- ① 公の施設は直営を堅持すること。
- ② 指定管理者制度、PFI については安全性やサービス向上などの視点でこれまでの状況を検証すること。また指定管理者等の保有する情報については公文書と同等の扱いとすること。
- ③ アセットマネジメント基本方針にもとづく、公共建築物の床総面積一律 20%削減を見直すこと。施設のあり方は、住民の中で議論し合意をすすめること。

2 清水新庁舎建設検討にあたっては、市民の声を直接聞く機会を設け慎重に検討すること。

財政局

- 1 公契約条例を制定すること。
- 2 公平・公正な入札執行について
 - ① 評価基準は公平・公正かつ客観的、合理的なものとし、情報公開をさらにすすめること。
 - ② 分離・分割発注の基準を設定し、地元の中小業者へ発注量を拡大すること。
 - ③ 入札参加資格要件において、「市税完納」を「分納証明書」提出でも申請を受け付けるよう弾力的に対応すること。
 - ④ 予定価格を事前公表して競争を透明なものにすること。
- 3 行財政改革は、市民の利益最優先の立場を堅持すること。
- 4 消費税は、低所得者ほど重い負担となる不公平税制であり、市財政にも多大な影響をあたえているので、増税は中止するよう国にもとめること。
- 5 大企業へ法人市民税の超過課税を行うこと。
- 6 地方交付税について
 - ① 地方交付税率の引上げ、税財源の地方移譲などを国に働きかけること。
 - ② 交付税算定における「トップランナー方式」をやめるよう国にもとめること。
- 7 市民税について
 - ① 市民税の減免制度の周知徹底を行うこと。
 - ② 換価の猶予の申請制度を周知して、市民が活用しやすくすること。
 - ③ 固定資産税は、収益還元方式に改めるとともに、地価の下落を反映させるものに改めるよう国にもとめること。
 - ④ 都市計画税を値下げすること。
 - ⑤ 市税収納対策は、納税者の生活実態を最大限配慮し、高圧的な督促や

差押えを行わないこと。

⑥ 差押えの執行は納税者保護を原則とし、一律機械的に行わないこと。

8 消費税 10%への増税を中止するよう国に申し入れること。

市民局

1 斎場・墓地について

- ① 市営墓地の整備、増設を促進し、特に清水区に新たに市営墓地の整備を行うこと。
- ② 値上げした斎場使用料を無料に戻すこと。

2 男女共同参画について

- ① 男女平等の理念に立った実効性ある施策をすすめ、男女平等の社会・地域・職場での取り組みを抜本的に強めること。
- ② 審議会の女性登用率を当面 50%に引き上げること。

3 生涯学習施設について

- ① 生涯学習センター及び交流館は、アセットマネジメントの対象にせず、各地に整備する計画をもちすすめること。
- ② 生涯学習センター及び交流館の利用制度の見直しは、利用団体と市民の合意を得る議論を尽くすこと。

4 LGBT に関し、関係者の要望を聞くとともに、相談窓口を設けること。

観光交流文化局

1 観光交流について

- ① 地域資源を生かした市内周遊観光、滞在型観光対策を確立・強化すること。
- ② 清水港に寄港するクルーズ船の乗客が市内を回遊する誘導策を拡充すること。

2 文化施設について

- ① 静岡市民文化会館の再整備は、アリーナ構想はやめて、一般市民が利用しやすいものとし、演劇鑑賞などに適したホールを設置すること。
- ② 文化施設の運営にあたっては、利用者の意見を反映すること。
- ③ 文化施設の使用料金は引き下げること。

3 スポーツの振興について

- ① 安倍川スポーツ広場に隣接して、水道、水洗トイレ、更衣室、シャワー室などの設置をすすめること。
- ② スポーツ広場を増設して、市民がスポーツを楽しめる条件整備をはかること。
- ③ 障がい者や高齢者等も安心してスポーツができるように、各施設のバリアフリー化をさらにすすめること。
- ④ スポーツ施設等の使用料金は引き下げること。

4 ホビーショーや清水みなとまつり等に自衛隊を参加させないようもとめること。

5 歴史文化施設に平和資料館を位置づけ、展示室や資料保管スペースを確保すること。

環境局

1 市民の環境を守る環境対策について

- ① 静岡市における地球温暖化ガス排出削減目標は、2015年パリ協定発効にもとづき再検討し、削減計画を積極的にすすめること。
- ② 静岡市の特性を生かした太陽光、風力・中小水力など自然再生エネルギー活用は、積極的数値目標をたて、企業・市民の協力を得て計画的にすすめること。
- ③ JXTG エネルギー（株）がすすめる清水 LNG 火力発電所建設計画は、事業者中止をもとめること。
- ④ リニア中央新幹線建設は工事をやめ、建設計画の是非について検証し、中止を国・JRにもとめること。

2 ごみ減量について

- ① ごみ収集における家庭ごみの減量は、分別・資源化の強化で行うこと。
- ② 本市におけるゴミ減量の目標として、2019年度までに可燃ごみ中の紙類、生ごみ、プラスチック類をそれぞれ半減させるように取り組み、市民・事業者理解と協力をもとめること。
- ③ 事業系ゴミ処理手数料・有料ごみ袋、また、し尿汲み取り料の値上げをしないこと。
- ④ 不燃ごみの収集は、ステーション方式と併用すること。
- ⑤ 拡大生産者責任による製造・販売の段階からリサイクルをすすめ、再利用の徹底を国にもとめること。

3 清掃工場について

- ① 直接溶融炉の運転・管理にあたっては、安全性を最優先にし、運転データ・ランニングコスト、環境に関するデータなどを公表・周知すること。
- ② スラッグの活用方法を見直し、公共事業や肥料に安易に使用しないこと。使用した場所の環境測定を定期的実施すること。

保健福祉長寿局

- 1 住民の福祉、医療を最優先にする立場で、民生関連予算を大幅に増やすこと。
- 2 国民健康保険料について
 - ① 高すぎる国民健康保険料を引き下げするため、基金を有効に活用するとともに一般会計からの法定外繰入れを行うこと。また、子どもの均等割は保険料算定から除外すること。
 - ② 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、市民の負担増につながる制度の問題点を国、県に指摘し、負担軽減に努めること。
 - ③ 国民健康保険会計への国庫負担の増額及び県単独交付金の復活にむけ、国、県に働きかけること。
 - ④ 国民健康保険料の申請減免条件を緩和すること。
 - ⑤ 滞納による一律・機械的な資格証明書交付はやめ、正規の保険証を交付すること。
 - ⑥ 国民健康保険法第 44 条の窓口一部負担金減免制度、保険料徴収猶予制度は市民への周知を積極的にすすめること。
- 3 生活保護について
 - ① 生活保護基準の改悪をやめ、廃止された「老齢加算」や減額された「住宅扶助」を元に戻すよう国に働きかけること。
 - ② 扶養義務者からの援助の可否を保護の条件として強要しないこと。
 - ③ 就労支援は、本人の置かれた実情を十分勘案し、強制しないこと。
 - ④ 医療費を一部自己負担とする政令市長会の要請は撤回に向け働きかけること。
 - ⑤ 生活困窮者のサポート体制を抜本強化するため、正規職員を増員すること。
- 4 介護保険について
 - ① 介護保険の認定軽度者の保険はずし、要介護 1・2 の利用料負担増撤回を国に要請すること。

- ② 介護保険への国庫負担割合を増やすよう国に強くもとめること。
- ③ 介護認定申請権を保障すること。
- ④ 要支援者への訪問介護、通所介護の保険適用をするよう国に働きかけること。
- ⑤ 介護保険料の減免制度を周知徹底すること。
- ⑥ 認定の軽度化や対象外などで介護保険サービスを利用できない高齢者のための福祉事業を充実させること。
- ⑦ 「福祉オンブズパーソン」制度をつくること。
- ⑧ 地域包括支援センターの実態を把握し、市が基幹センターの役割を果たし体制拡充のため人員増をはかること。
- ⑨ 介護サービスの基盤整備を急ぎ、特に待機者の多い老人福祉施設と、老人保健施設を増設し、市立の特養ホームをつくり、待機者を早期にゼロにすること。
- ⑩ 特養入所を「要介護度3」以上に限定しないこと。併せて、待機者への特別支援策に取り組むこと。

5 高齢者福祉について

- ① 高齢者への祝意と激励のための敬老祝い金を、毎年70才以上すべてのお年寄りに支給し、増額すること。
- ② 高齢者のためのことぶき乗車券の支給を復活させること。敬老パスは65歳から対象とすること。

6 障がい者福祉について

- ① 障がい者手帳がなくても、「障がい者に準ずる」要介護認定者については、障害者控除が適用できるよう、すみやかに認定書を交付すること。
- ② 障がい者自立支援法を廃止し、発達障がいや難病対策を含めた総合的な施策を推進するよう国に働きかけること。
- ③ 保健所の精神保健福祉相談員を増員すること。
- ④ 障がい者施設の人材確保に市として直接支援をすること。
- ⑤ タクシー券助成などをはじめ、障がい者の負担軽減など施策を拡充すること。

7 高齢者医療制度について

- ① 後期高齢者医療制度を直ちに撤廃し、元の老人保健制度に戻し、75歳以上の医療費は無料とするように国に働きかけること。
- ② 70歳から74歳の医療費窓口負担を一割に戻すよう国に働きかけること。

8 成年後見制度は公費を助成し、負担軽減すること。

9 65才以上のインフルエンザワクチン接種への助成を拡充すること。

10 福祉債権管理は、滞納世帯の生活実態を把握したうえで、強権的取り立ては行わないこと。

11 難病対策施策について

- ① 市独自の難病対策施策を確立し、相談支援センターの体制を充実させること。
- ② 難病ケアシステムの構築にあたっては、患者団体の参加で早期にすすめること。
- ③ 患者団体への補助を制度化し、医療費の自己負担を軽減すること。

12 桜ヶ丘病院の移転については、桜ヶ丘公園とし、JCHOにはらきかけること。

13 脳せき髄液減少症について

- ① 市民への情報提供、相談活動に努めること。
- ② 市独自の医療費助成を進めること。
- ③ 病気の解明をすすめ、支援の対象を拡大するよう国にもとめること。

14 飼い主のいない猫の避妊手術補助金を増額すること。

15 市立清水病院について

- ① 地域医療の中核病院の役割を果たせるよう、医師、看護師、その他の医療従事者を充実させること。
- ② 病床削減をしないこと。
- ③ 医療従事者の労働条件の改善をはかること。

子ども未来局

- 1 公的責任の後退につながる市立認定こども園の民営化・統廃合計画は撤回すること。
- 2 子育て支援新制度のもと、施設の設置基準、職員の配置基準を引き上げ、市立認定こども園において保育、幼児教育に対する公的責任を明確にすること。
- 3 私立幼稚園・保育所に対し「認定こども園」への移行は強要しないこと。
- 4 利用する施設によって子どもへの保育格差を生じさせないこと。
- 5 営利企業の保育参入には、慎重に対応すること。
- 6 保育所待機児童の早期解消のため、認可保育所を増設し、年度途中でも入所希望に対応できるようにすること。また、兄弟姉妹の同一園への入園について十分配慮すること。
- 7 必要な保育士確保と助成制度を拡充すること。
- 8 保育料について
 - ① 保育料軽減の拡充を図り、年少扶養控除を新入園児にも適用すること。
 - ② 第二子の保育料を半額に、すべての第三子の保育料を無料にし、所得等による条件を設けないこと。
- 9 私立保育所職員給与の大幅改善を図り、公私格差是正を早急にはかること。
- 10 私立保育所への耐震補強・補修などへの補助を拡大すること。
- 11 認可外保育所に対する補助金を増額すること。

12 児童館は、小学校区ごとに設置すること。

13 放課後児童クラブについて

- ① 希望するすべての児童が入所できるように施設の増設をはかること。
- ② 利用料の減免制度について、周知を図り、拡充すること。
- ③ 支援員を正規職員として待遇改善すること。
- ④ 支援員や保護者の要望に応じ、施設の改善をはかること。
- ⑤ 放課後子ども教室に安易に融合させず、放課後児童クラブの位置づけを明確にすること。

14 児童相談所の専門職員を増員し、子どもを守る体制を強化すること。

15 子どもの貧困対策は、実効ある計画とすること。

16 子ども医療費助成について

- ① 高校卒業まで入通院とも完全無料とすること。
- ② 県の補助金復活拡大、国の制度化へそれぞれ働きかけること。入院時食事療養費の自己負担も助成の対象とすること。

経済局

【商工部】

1 地域経済の振興について

- ① 市民一人あたりの商工費が政令市平均の6割程度しかない現状を抜本的に切り替えて、大幅に商工農林漁業予算を増額すること。
- ② 中小企業の振興をはかるため、中小企業振興基本条例を制定すること。
- ③ 小規模企業振興基本法にもとづき、小規模企業振興基本計画を策定して、地場産業を守り地域経済を振興すること。
- ④ 官製ワーキングプア解消につながる、公契約条例を制定すること。
- ⑤ 地元中小業者の大規模な実態調査を行い、要望などを直接聞いて市の経済対策に反映すること。
- ⑥ 地場産業振興のため、市が主導的に販路拡大、後継者育成、営業指導などに取り組むこと。

2 中小業者の仕事起こしについて

- ① 市の発注する公共事業は、「ゼネコン型」から「生活密着型」に切り替え、分離・分割発注を増やすこと。
- ② 官公需において、地元中小業者への優先発注を一層強めること。
- ③ 官公需において、市の関係機関、市内の国・県の関係機関に対し、地元中小業者に優先発注するよう働きかけること。
- ④ 住宅リフォーム助成制度や小規模修繕工事登録制度を創設し、中小業者の仕事づくりをすすめること。

3 商店・商店街の振興について

- ① 高崎市で実施している「まちなか商店リニューアル助成事業」を導入すること。
- ② 地域のバリアフリー化や駐車場対策などを強め、高齢者や障害者などが利用しやすい商店街づくりをすすめること。
- ③ 空き店舗対策などを強化し、住民が集う商店街づくりをすすめること。
- ④ 地域の商業施設を調査し、買物弱者対策を強化すること。

4 制度融資の拡充について

- ① 市の制度融資において、貸付限度額の拡大、据え置きや返済期間の延長、利子補給の拡大及び保証料への全額補助などを行うこと。
- ② 複数の借り入れを一本化し、新たな融資枠を設ける融資制度を創設すること。
- ③ 制度融資における「市税完納要件」について、「分納証明書」の提出があれば要件を満たすなど、弾力的な対応をすること。
- ④ 信用保証制度において、金融機関の部分保証拡大の動きに対し、国に反対を表明すること。

【農林水産部】

1 農業の振興について

- ① 農業は地域経済を支える基幹産業と位置付け、茶、みかんをはじめ振興策を抜本的に強化すること。
- ② 国土保全の上からも農業の振興を図り基盤整備をすすめ、地元負担金をなくすこと。
- ③ 耕作放棄地再生利用緊急対策事業費を増額すること。
- ④ イノシシ、サル、シカ、クマなどの野生鳥獣被害を防ぐ対策を強化すること。
- ⑤ 農業の若年就労者、後継者対策を強化すること。
- ⑥ 米国が離脱したT P Pは国会決議にも反するものであり、断念するよう国にもとめること。

2 林業の振興について

- ① 公共施設の木質化など、地場産材を利用したまちづくりをすすめること。
- ② 「柱・土台 100 本プレゼント」事業は経済波及効果が高く、今後も継続、拡充すること。
- ③ 木材や間伐材の切り出しコストの低減となる、林道の整備をより一層すすめること。
- ④ 森林育成と林業の仕事起こしとなる、地場産木材を使用する官公需を計画的にすすめること。

3 水産業の振興について

- ① 信用漁業協同組合が行う運転資金の融資に対して利子補給するなど、利率の軽減を行うこと。
- ② しずまえのブランド化をさらにすすめ、水産業の振興をすすめること。

4 環境保全について

- ① 三保松原の保全・松枯れ対策を強化すること。
- ② 南アルプスなど、登山道の案内板を整備すること。
- ③ 環境保全、登山者の利便性向上となるトイレの適切な設置をさらにすすめること。

都市局

1 公共交通の整備について

- ① バス路線は循環線や東西・南北線の充実など、市民要求にそって、路線改善を事業者にもとめること。
- ② パークアンドライド方式を拡充すること。
- ③ 従来のバス路線廃止区域や高台など交通不便地域にデマンドバスや自主運行バスをすすめること。
- ④ しずてつジャストラインにバス停附近に駐輪場の確保・拡充と、バス停の雨よけ対策をもとめること。
- ⑤ JR由比駅にエレベーターを設置すること。
- ⑥ 静鉄電車各駅へのスロープ設置などバリアフリー化促進を静鉄にもとめること。
- ⑦ 各駅に駐輪場をつくるようもとめること。

2 市営住宅の拡充整備について

- ① 子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者の入居対策を早期にすすめる家賃減免制度を拡充すること。
- ② 市営住宅のバリアフリー化をすすめること。
- ③ アセットマネジメント計画による市営住宅の削減は、実態に合わせ見直すこと。

3 民間賃貸住宅の家賃補助を創設すること。

4 個人木造住宅の耐震診断、耐震補強工事への助成制度を拡充すること。

5 住宅リフォーム助成制度を創設すること。

6 東静岡駅前の市有地の本格的な活用計画は、住民参加で検討すること。

7 公園整備について

- ① 公園整備、公園内施設の設置にあたっては、地元住民の要望に添って

すすめること。

② トイレは、高齢者、障がい者に使いやすいバリアフリー化、多目的化に順次整備すること。

8 日本平山頂整備事業は、名勝地にふさわしい自然をいかした公園として見直し縮小すること。

9 建築基準法にもとづく建築確認は行政が責任をもつ体制とすること。

10 マンション建設にかかる紛争防止条例を周辺住民の生活に支障を与えないことを優先する内容に改正し、福祉施設の近隣に建設する場合は制限を設けること。

11 駿府城天守閣復元については、それに資する史料が発見されていないこと、再建はできないとした検討委員会の答申があったこと、建設できないとした市の態度表明等これまでの経緯を尊重すること。

建設局

- 1 国直轄道路負担金及び県事業負担金は、廃止するよう国・県に働きかけること。
- 2 歩道の段差解消とバリアフリー化をさらにすすめること。
- 3 自転車道の整備を計画的にすすめること。
- 4 通学路の安全対策をすすめること。
- 5 急傾斜地崩壊対策は、国・県に予算確保を強く要望し、早期に対策をすすめること。
- 6 巨大地震に備えて、早期にインフラ総点検を実施し、耐震化・液状化対策を講じること。
- 7 道路整備は、生活に密着した道路を優先し、財源を十分確保すること。
- 8 東町大岩線、日の出高松線の事業推進にあたっては、住民合意ですすめること。
- 9 土砂災害対策を抜本的に強化すること。
- 10 巴川総合治水対策において、現在すすめている 10 年に 1 度の大雨に対応する事業を前倒し実施すること。

消防局

1 消防力の整備・強化について

- ① 消防力の整備強化につとめ、消防力の基準に見合う職員の増員をはかること。
- ② 消防署・出張所・救急車・消防車などの適正配置に取り組むこと。
- ③ 消防団の定員確保に努め、特に女性消防団員が活動しやすい環境づくりや施設整備をすすめること。
- ④ 消防団への報酬支払い方法は、規定に従い団員への直接支払いとすること。

2 消防広域化については、常に検証を行い、より一層の消防力の向上を実現すること。

上下水道局

- 1 上下水道の市民負担等について
 - ① 滞納による給水停止はおこなわないこと。
 - ② 低所得者や災害の被害者に対して、水道料金の減免を行うこと。
- 2 下水道受益者負担金は都市計画税と二重徴収であり、やめること。
- 3 浸水対策プランを早期かつ着実に推進すること。
- 4 南海トラフ巨大地震に備えて、上下水道施設の耐震化を早期にすすめること。
- 5 下水道整備見直し区域については、合併処理浄化槽の設置・更新に関して十分な支援を行い普及に努めること。
- 6 水源涵養林の整備・拡大をすすめること。

教育局

1 教育予算増額、どの子にもわかる授業推進について

- ① 小中一貫教育推進方針は撤回すること。
- ② 「静岡式 35 人学級」のもとで正規教員を増員すること。
- ③ 国に定数改善と財源保障をもとめること。
- ④ 教員の時間外勤務の実態を正確に調査し、多忙解消を早急に行うこと。
- ⑤ いじめ根絶にむけて、学校・地域・家庭の連携を強化すること。
- ⑥ 地域格差、順位競争をあおらないため、全国学力テスト結果を公表しないこと。
- ⑦ 「目標管理による自己評価」「学校評価システム」の押し付けをしないこと。
- ⑧ 学校司書を 5 学級以下学校も含め、すべての学校に、専門・専任・正規で配置すること。学校図書購入費を増額すること。
- ⑨ 全小中学校にスクールカウンセラーを配置できるように増員すること。
- ⑩ 教科書採択にあたり教職員と保護者市民の意見を充分反映させること。歴史をゆがめ侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。
- ⑪ 小中高校での平和教育をいっそうすすめること。児童・生徒の広島・長崎への派遣事業を実施すること。

2 特別支援教育について

- ① 特別支援学級の単位は 6 人とすること。
- ② 学校現場の実態に即した特別支援教育支援員の人員を確保すること。
- ③ 中学校区単位に通級指導教室を設けること。

3 安心・安全の教育環境の確保について

- ① 全小中学校の普通教室へのエアコン設置を早急に計画的にすすめること。
- ② 全小中学校のトイレの洋式化を早急に計画的にすすめること。
- ③ 老朽化した校舎、体育館等の改築を計画的にすすめること。
- ④ 校庭、園庭の芝生化をすすめること。費用や管理は市が責任をもつこと。
- ⑤ 学校用務員を、全校に配置すること。
- ⑥ 通学路の安全対策を徹底し、特に中山間地通学路の安全確保と通学費

用の負担軽減をすすめること。

- ⑦ 武道の必修化において事故を絶対生まないように専門知識のある指導者を配置すること。脳せき髄液減少症の初期対応の研修を徹底すること。

4 教育費の保護者負担軽減について

- ① 就学援助制度は、教育委員会への直接申請を認め、適用基準は生活保護基準の1.5倍へ拡充すること。いっそうの制度周知をすすめ、支給項目を拡充すること。制度の拡充を国にもとめること。
- ② 給付型奨学金制度について、対象・金額を抜本的に拡充し、篤志家による資金だけでなく市の制度として創設すること。あわせて、政府が示している対象・金額を抜本的に改めるよう国にもとめること。

5 学校給食について

- ① 学校給食費は無償化(当面半額)すること。
- ② 学校給食は、大規模センター化、PFI方式の導入を改め自校方式に切りかえること。
- ③ 清水区の小学校の自校直営方式を堅持し、老朽化した学校調理施設を整備していくこと。
- ④ 共同献立一括購入をやめ、地元の食材購入を拡大し、安全性のチェックを強化すること。
- ⑤ 調理員のパート化を見直し、正規とすること。

6 市立図書館について

- ① 市立図書館司書は正規職員とし、非常勤司書の待遇改善をはかること。
- ② 学校図書と図書館の連携をさらに強めること。

内田 りゅうすけ (清水区)

鈴木 せつ子 (葵区)

寺尾 昭 (駿河区)

杉本 まもる (葵区)

望月 賢一郎 (清水区)

－ 日本共産党静岡市議会議員団 －

静岡市葵区追手町 5 - 1

T E L 054-254-2111 (内線 4541)

F A X 054-272-4695

ホームページ <http://www.jcpss.jp/>
